戦後強制抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

対象者は、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年６月16日に日本国籍を有するご存命の方です。（特別措置法施行日〈平成22年６月16日〉以降に亡くなられた方の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた方のご遺族等は、対象となっていません）

請求受付期間は、平成24年３月31日までです。まだ請求されていない方はお急ぎください。請求期間内に特別給付金の支給の請求をしなかった場合は、支給されません。

請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、至急、当基金にお電話ください。

受付時間は、平日の9：00～18：00です。

※すでに特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。

◎問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金事業部
特別給付金認定担当　☎0570－059－204(ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ)
※IP電話･PHSからの場合　☎03－5860－2748

北朝鮮人権侵害問題啓発週間について

12月10日から16日までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

日本人拉致事件をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。この機会に北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう。

◎問い合わせ先

旭川方面留萌警察署　☎42－0110

国民年金保険料を納めましょう

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。国民年金保険料を納めないままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、障害・遺族等事故が発生した場合の年金が受けられないことがあります。

平成23年度の国民年金保険料額は、１か月15,020円です。納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。まだ納付がお済みでない方は、納付書をご用意のうえ、至急お近くの金融機関、郵便局またはコンビニエンスストアの窓口で納付してください。

また、納め忘れがなく、納付の手間がかからない口座振替や、クレジットカードによる納付もできます。

◆国民年金保険料の納付は、口座振替がお得です。

口座振替を利用すると、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関等に行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とさせていただくことにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い６か月前納・１年前納もあり大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

◎問い合わせ先

留萌年金事務所　☎43－7211

法務局休日なんでも相談所を開設します

法務局が取り扱う登記・供託・戸籍・国籍・人権擁護業務等に関する住民の皆様の疑問や相談について、法務局職員がお受けします。

また、遺言書・公正証書作成等の相談もお受けします。

相談はすべて無料で、相談内容の秘密は厳守いたします。事前に電話にて予約し、ご利用ください。

■日時　平成23年12月10日（土）10時～14時
■場所　留萌市大町２丁目12番地
旭川地方法務局留萌支局

◎事前予約・問い合わせ先

旭川地方法務局留萌支局　☎42－0492